

第6回 金融ADRから考える金融商品勧誘における留意点 後編

金融ADRでは、①為替ヘッジニーズ及びヘッジ比率、②相手方企業の財務状況、③為替デリバティブの説明の方法の3つのチェックポイントで判断されます。前月号では①について整理しました。本稿では、②③について、金融ADRでの審理内容を整理し、金融機関の担当者が金融商品を勧誘するに当たっての留意点を考えます。

1 相手方企業の財務状況 (②のチェックポイント)

②のチェックポイントでは、為替デリバティブのリスクに対して、企業の財務内容からその妥当性が判断されます。

為替デリバティブには、企業に多額の損失をもたらすリスクがありますが、そのリスクに企業が耐えることができるかがポイントです。特に、注意すべきポイントは2つで、(i)為替デリバティブに内在する損失発生リスクに相手方企業が耐えることができるかどうか、(ii)為替デリバティブの解約違約金を相手方企業が負担できるかどうかの判断が重要となります。

為替デリバティブは為替相場が円高に進行した際には、企業に多額の損失をもたらし、また、為替デリバティブ契約を解約するに当たっては、契約内容により数億円もの解約違約金が発生することがあるので、当該損失発生リスク、解約違約金発生リスクを適切に考慮する必要があります。

一般に、中小企業の財務体質は大企業に比べ自己資本が薄く脆弱^{ぜいじょく}であり、このようなリスクには耐えられないことも想定されるため、より一層の考慮が必要です。

融資を行う金融機関が、デリバティブの勧誘に当たり相手方企業の財務状況の把握を怠ることは問題があるといえるでしょう。相手方企業の財政状況を資料等に基づいて、正確に把握しなければなりません。

2 為替デリバティブの説明の方法 (③のチェックポイント)

(1)はじめに

③のチェックポイントでは、為替デリバティブを販売する際の金融機関の説明方法や相手方企業の金融商品についての知識や投資経験などから判断されます。

ここでは、「デリバティブ取引」の1つである「金利スワップ契約」を締結するに際して、金融機関の顧客に対する説明義務違反が認められた判決（福岡高判平23.4.27判タ1364号158頁）。（以下、「本判決」）を紹介し、金融機関が金融商品を販売するに当たっての注意点を考えてみたいと思います。

(2)事案の概要

本判決は、Y銀行との間で円変動金利と円固定金利のみを交換する、通称プレーン・バニラ・金利スワップ契約（デリバティブ契約の1つ）を締結したX会社が、金利スワップ契約の勧誘に当たって、Y銀行の従業員に説明義務違反等があったとして、Y銀行に対して損害賠償を求めた事案です。なお、「金利スワップ取引」とは、金利を対象とするデリバティブ取引のことと、同一通貨間で、一定の元本、期間、利息交換日及びそのサイクルを決定し、元本と切り離された互いの異なる種類の金利のみを交換する取引のことをいいます。

(3) 裁判所の判断

本判決は、金融機関が負う説明義務について、以下のように判断しました（下線は筆者）。

「契約当事者の一方にのみ専門的な情報ないし知識等が存する場合は、特殊ないし専門的内容の契約においては、他方当事者は専門知識を有する当事者側から、その契約内容についての適切な説明を受けない限り、同契約を締結すべきか否か自体についてさえ、合理的に判断することはできないのが通常である。

特に、その契約の主たる内容が知識を有する当事者からの一方的な提案である場合は、その契約の内容が社会経済上の観点において客観的に正当で、合理的判断下においても同旨の契約がなされたであろうと認められるものでない限り、それによって成立した契約は、社会経済的に不公正であるばかりでなく、法的にも不公正である。

従って、専門的性質の契約等においては、その知識を有する当事者には、しかるべき他方当事者に対する契約に付随する義務として、個々の相手方当事者の事例に見合った当該契約の性質に副った相当な程度の法的な説明義務があるとされるものである。」と専門的性質の契約を勧誘する者が負う説明義務の内容を判示しました。その上で、本判決の事案について、金利スワップ契約が専門的性質の契約に該当することを前提に、①中途解約時において必要とされる可能性のある清算金、②また、先スタート型とスポットスタート型の利害、③さらには、契約締結の目的である狭義の変動金利リスクヘッジ機能の効果の判断に必須な変動金利の基準金利がTIBORとされる場合の、固定金利水準について、これがスワップ対象の金利同士の価値的均衡の観点からの妥当な範囲にあること等の説明が十分でなかったと判断しました。

さらに本判決では、問題となった金利スワップ

契約の契約内容が、社会経済上の観点において客観的に正当ないし合理性を有するものとはいえないとして、金融機関の担当者の説明義務違反を肯定しました。

(4) 留意すべきポイント

本判決は、金利スワップ契約が専門的性質の契約であることを前提に、金融機関の担当者が専門的性質の契約を勧誘するに当たって、知識を有する当事者には、しかるべき他方当事者に対して、相手方当事者に見合った当該契約の性質に沿った程度の法的な説明義務があると明確に述べています。

本判決は、金利スワップ契約の勧誘に当たって、金融機関担当者が負う説明義務の内容を判断したものですが、今後、金利スワップ契約と同程度に複雑な金融商品の勧誘をするに当たって、金融機関の担当者には、相手方の金融商品の知識や投資経験などに応じた適切な説明をすべき義務が課される可能性があります。

金融ADRにおいても、金融機関の担当者が、いかなる資料に基づいて、為替デリバティブの商品性やリスクを説明したのかが問われており、特に、解約清算金の説明方法や為替をヘッジするに当たって為替デリバティブ契約を締結する必要性・合理性があったのかについて、その説明方法に問題があったことが指摘されています。

3 最後に

2回にわたり金融ADRと為替デリバティブについて考察してきました。ここから導き出されることは、金融機関は勧誘対象企業をもっと正確に知り、ニーズを汲み取る必要があるということではないでしょうか。今後、金融商品を勧誘する際にはより注意していただければと思います。

